

港区立本村小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月6日
港区立本村小学校
校長 山村 登洋

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）、港区いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本事項を定めるものとします。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。港区立本村小学校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、教育委員会、関係機関などと連携し、解決を図ります。

3 取組の基本姿勢

いじめは、どの学級でもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図ります。なお、いじめの定義は、以下のものとします。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童などが在籍する学校に在籍しているなど当該児童などと一定の人間関係のある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を次の通り示します。

- (1) いじめの未然防止のため、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識などを育て、望ましい人間関係を築けるよう指導します。
- (2) いじめの早期発見のため、アンケート調査などを実施するとともに、個々の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。
- (3) いじめの解決に向けた取組として、子どもの生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添い、家庭、地域、教育委員会、関係機関などとの連携によっていじめを解決します。
- (4) いじめ防止及び対策のため、以下の2つの組織を設置します。
 - ①いじめ・不登校対策委員会
 - ・ 校外委員及び校内委員で構成し、設置要項は別途定める。
 - ・ 学校いじめ防止方針に基づく取組の実施状況などの検証及び改善案などの提示をする。
 - ・ 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査などを行う。
 - ②いじめ問題等対応校内委員会
 - ・ 校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策担当教員、関係学年教員で構成する。必要に応じて関係者を招集する。
 - ・ 具体的な年間計画の作成及び実施の主体となる。
 - ・ いじめの相談、通報窓口を設置する。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有をする。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合の、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応をする。

5 取組の内容

(1) 未然防止のための取組

- ア 年度当初に、いじめ防止年間計画を作成する。
- イ 道徳教育、特別活動、学級活動、国際理解教育などを充実し、子供の豊かな心、規範意識を育てる。
- ウ 学級活動や児童会（生徒会）活動などで、児童生徒自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会を設定する。
- エ 外部委員（別表1参照）をメンバーに含めた「いじめ・不登校対策検討委員会」を開催する。

- オ 教員研修を学期毎に実施し、教職員の資質の向上を図る。
- カ 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動を推進する。
- キ 家庭訪問、電話連絡、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見のための取組

- ア いじめ防止月間を定め、児童への啓発とともに定期的なアンケート調査、全児童面談などを実施し、早期発見に努める。
- イ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による悩んでいる児童が相談体制を整備する。
- ウ 教職員全体によるいじめに関する情報を共有する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- イ いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ウ いじめ問題等対応校内委員会を活用し、いじめの事実確認と原因究明をする。
- エ 教育的配慮の下、いじめた児童への指導を行う。
- オ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるようにする指導を行う。
- カ いじめられた児童の保護者に対する支援を行う。
- キ いじめた児童生徒の保護者に対する、家庭での指導に関する助言を行う。
- ク 保護者会の開催などによる保護者との情報共有を図る。
- ケ いじめと思われる事案が発生した場合、教育委員会、関係機関等との相談・連携を密にして、解決に取り組む。
- コ いじめが発生した場合、校内サポート会議を招集し、対応を検討する。
- サ 教員向けのいじめ対応マニュアルを作成する。

(4) 重大事態への対処

- ア 見守り体制を整え、いじめられた児童の生命及び安全を確保する。
- イ スクールカウンセラー、養護教諭などと連携し、いじめられた児童の心のケアを図る。
- ウ いじめ・不登校等対策検討委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施又は区が行う調査への協力をする。
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。
- オ 港区教育委員会に報告する。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。

別表 1

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	麻布警察スクールサポーター
委員	主任児童委員（又は児童委員）
委員	中高生プラザ館長（又は中高生プラザから中高生プラザ館長が推薦する方）
委員	学校担当弁護士
委員	PTA 会長（又は PTA 役員から PTA 会長が推薦する方）
委員	生活指導主幹教諭（生活指導主任）
委員	教務主幹教諭（教務主任）
委員	主幹養護教諭 養護教諭
委員	スクールカウンセラー